

第 10 回 景品表示法検討会 意見

2022 年 12 月 22 日

(公社) 全国消費生活相談員協会 増田悦子

第 10 回景品表示法検討会を欠席し大変申し訳ありません。報告書案を作成していただき、ありがとうございました。報告書案、「考え方の対応」について賛成いたします。その上で、すでにお伝えしておりますが、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

1 確約手続について

確約手続の導入にあたっては、独占禁止法の「確約手続に関する対応方針」を参考にしつつ、ガイドライン等で明確化を図るべきであるとされています。ガイドラインを策定するにあたって、以下の点を留意していただきたくお願いします。

- ① 悪質かつ重大な事案については確約手続の対象とはしないことを明確にしていただくようお願いします。
- ② 消費者への返金は、妥当な額を算定し返金することを原則にしていただきたいと思います。景品表示法は、直接的に消費者利益を守る性質が強いことから、もし返金が困難な場合は、適切な方法で消費者利益の回復をしていただくことが必要と考えます。
- ③ 確約手続の場合の事業者名を公表していただくことで、消費者に周知することで返金が進みます。また、消費者及び他の事業者に対して注意喚起になると考えます。

2 適格消費者団体との連携について

特定適格消費者団体に対し、景品表示法に基づく処分に関して消費者庁が作成した書類も提供することについて、「特定商取引法等に関する書類の提供の運用状況等を少なくとも 1 年程度みた上で、近い将来に消費者裁判手続特例法第 91 条において景品表示法に基づく処分に関して消費者庁が作成した書類も提供することができることとすべきか検討すべきである」となっていますが、できるだけ早い機会に検討していただくようお願いします。特商法・預託法に基づく処分の書類はすでに提供されていますが、何ら問題は発生していません。特定適格消費者団体の活動は、消費者利益の回復のために大変重要です。

3 課徴金の対象の拡大について

原産国表示について消費者は強い関心を持っています。また、おとり広告については、インターネット広告によって広い範囲での被害に繋がる可能性があり、これまでの被害状況とは異なってきていると考えます。課徴金の対象とすべきかについて、引き続き継続して検討していただくようお願いいたします。

4 デジタル表示の保存義務について

デジタル表示の保存義務については、引き続き検討していただくとともに、「事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」について、さらに事業者への周知徹底をお願いします。